

地域資源のネットワーク化による整備手法（素案）

1 総論

ここでは、「地域資源活用の実例の調査」を踏まえ、広域活動拠点の整備手法として、求められる種々の機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法を提案する。

2 緊急消防援助隊の活動の自己完結性の限界

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災における広域応援出動の教訓を踏まえ創設された体制であるが、その教訓の一つとして、自己完結型の活動体制の確立が挙げられていた。消防庁では、消防組織法に基づき、基本計画に基づいて整備される施設であって政令で定めるものに要する経費（第49条第2項）及び消防用の国有財産又は国有の物品の無償使用制度（第50条）により、緊急消防援助隊に係る車両・資機材の充実を図っている。

しかし、市町村は、第一次的には自らの区域の消防責任を果たすことが求められるのであり（消防組織法第6条）、その消防体制も、基本的には自らの区域内での比較的短期間の活動を想定して整備されている。したがって、遠方での長期間にわたる活動に対応した十分な後方支援体制は確立されていない。また、後方支援部隊といっても、常設部隊としての実体があるわけではない。基本計画では、後方支援部隊の装備等の基準を「被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動を行うための設備等及び車両を備えること」と定めているが、完全な自己完結型の活動を可能とするものではない。

これに対して、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とする（自衛隊法第3条第1項）ことから、その活動には必然的に高度な自己完結性が必要とされる。そのため、後方支援を担う部隊を常設するなど、あらゆる状況に対応することができる体制を整えている。

緊急消防援助隊が自衛隊と同程度の自己完結性を備えることは、本質的に不可能である。緊急消防援助隊の活動を支える機能の一部は、自衛隊等の支援により確保することができるものを除き、受援側に依存せざるを得ない。

3 緊急消防援助隊の活動を支える機能の整理

広域活動拠点として必要な機能は種々考えられるが、その整備のあり方を検討するため、2で述べた緊急消防援助隊の活動の自己完結性の限界に留意しつつ、次項以降で、緊急消防援助隊の活動を支えるため必要と考えられる主な機能を次に掲げる観点で整理する。

- (1) 緊急消防援助隊の活動を支える機能のうち、「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき、又は備えることが望ましい機能」と「受援側の支援が必要な機能（すなわち、広域活動拠点に求められる機能）」の区分
- (2) 「受援側の支援が必要な機能」のうち、「受援側地方公共団体が必要な資源を保有しているもの」と「民間部門が必要な資源を保有しているもの」の区分

4 部隊管理能力維持機能

緊急消防援助隊の部隊管理は、指揮支援隊の任務である。これは、緊急消防援助隊の活

動の中枢をなすものである。指揮支援隊等の本部となるべき庁舎等が被災し、これを使用することができないような場合でも、その能力を維持しなければならない。そのためには、まずは、本部の運営に必要な場所及び設備を確保しなければならない。

「指揮支援隊の本部となるべき庁舎等が被災し、これを使用することができない」という状況では、本部の運営に必要な場所及び設備の確保について受援側の支援を期待することはできない。そして、当該市町村の消防力も大きく損なわれていると想定されるこのような状況においてこそ、緊急消防援助隊が重要な役割を果たすことになる。

したがって、この機能は、本質的に「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能」である。緊急消防援助隊は、そのために必要な資機材（テント、照明器具、空調設備、通信機器、事務機器等）を帯同することが求められる。

ただし、この機能を発揮させるためには、後述する「隊員の滞在環境を支える機能」及び「物資等確保・供給機能」を確保することも必要である。

5 ベースキャンプ機能

(1) 隊員の滞在環境を支える機能

ア 総論

隊員の滞在環境を支える機能には、様々なものがある。以下で述べるように、これらの機能の多くは、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能とすることができる。

しかし、より良好な滞在環境を実現するために、受援側が、適切な施設を定め、必要な場合にこれを提供することができるようにしておくことが望ましい。この場合は、当然、その施設の管理者の了解をあらかじめ得ておく必要がある。また、滞在環境は、消防以外の応援部隊の隊員にとっても必要である。したがって、応援部隊用の施設の提供を考えるに当たっては、消防以外の応援部隊の受援等も視野に入れるべきである。

応援部隊用の施設には、①被害が比較的少ない（建物の損傷、浸水、停電等の可能性が少ない。）と考えられる地域にあること、②隊員数に応じた適当な規模であること、③必要な場合に速やかに使用することができること、④長期間にわたって使用することができること、④駐車する車両の種類及び台数に応じた適当な規模の駐車場を備えていることなどの条件が求められる。民間部門が保有する施設でこのような条件（特に②及び③の条件）を満たすものは、非常に少ないと考えられる。企業の遊休施設を使用することができる場合もあり得るが、基本的には、地方公共団体のスポーツ施設等にならざるを得ない。

イ 睡眠・休息

隊員の睡眠・休息には、隊員数に応じた適当な大きさのテント、照明器具、空調設備、寝具等が必要である。緊急消防援助隊は、これらを帯同して出動する。したがって、基本的には、受援側の支援を受ける必要はない。

ウ 電力の供給

緊急消防援助隊は、可搬式の自家発電機を携行するので、商用電力が停止した場合でも、最低限の電力を確保することはできる。したがって、電力の供給については、受援側の支援を受ける必要はない。

ただし、実質的に大きな問題は、自家発電機の運転に必要な燃料の調達である。これについては、後述する。

エ 排水・廃棄物の処理

倒壊したため撤去される家屋から出る木材、コンクリート塊、瓦などが大量に発生する廃棄物は、災害廃棄物と言われる。一時的に増え、同時に収集も困難になる生活ごみ、避難所の仮設トイレに溜まる尿尿等も、災害廃棄物である。隊員の滞在に伴って排出される排水・廃棄物も同様である。災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物である。したがって、その収集、運搬及び処分は、同法第6条の2第1項の規定により、市町村が行わなければならない。ただし、他の市町村又は業者に委託することもできる。

大災害時には、停電、燃料不足、設備の損傷等により、排水・廃棄物の処理が長期間にわたり停止するという事態も考えられる。しかし、消防は、排水・廃棄物の処理のための設備を保有していないので、受援側に頼らざるを得ない。

災害廃棄物の処理に関しては、地域防災計画及び廃棄物処理計画で定めることになるが、これらの計画の策定に当たっては、大災害時に緊急消防援助隊を始めとする応援部隊の隊員が滞在することを念頭に置くべきである。

なお、災害廃棄物対策について、厚生省「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月）及び環境省「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月）が定められている。

オ 衣類の洗濯・乾燥

緊急消防援助隊の活動事例では、活動期間が数日間程度であれば、衣類の洗濯をしなくても、隊員が携行する着替え用の衣類で足りる。活動期間が長期にわたる場合でも、交代する隊員が自ら着替え用の衣類を携行するから、大きな問題はない。

そもそも、大災害の場合は、水道が停止していることも想定される。また、生活用水が確保されていれば、手作業により洗濯することも不可能ではない。したがって、この機能については、基本的には、受援側の支援を必要としない。

カ 調理

食事は、隊員の生活にとって不可欠である。しかし、大災害時には、調理を外部に依存すること（食堂の利用、弁当の調達等）が非常に困難になることが想定される。このような状況では、社会通念上、食事の機会は、まずは被災者に提供されるべきことは言うまでもない。したがって、調理は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、調理器具を携行することが求められる。調理自体は、消防隊員は宿直業務で日常的に行っているため、問題はない。

ただし、実質的に大きな問題は、食材の調達である。これについては、後述する。

キ シャワー・入浴

シャワー・入浴は、隊員の衛生管理、感染症防止及び士気の維持という点で、必須である。しかし、大災害時には、水道の停止、燃料不足、設備の損傷等により、シャワー・入浴が非常に困難になることが想定される。自衛隊がシャワー・入浴施設を設置することがあるが、限定的である。このような状況では、社会通念上、シャワー・入浴の機会は、まずは被災者に提供されるべきことは言うまでもない。したがって、シャワー・入浴は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、シャワー・入浴に必要なシャワーテント、可搬型給湯器等を携行することが望ましい。

ただし、実質的に大きな問題は、シャワー・入浴に用いる生活用水の調達である。

これについては、後述する。

ク トイレ

トイレは、食事と同様に、隊員の生活にとって不可欠である。しかし、大災害時には、建物の損傷、水道の停止等により、トイレの使用が非常に困難になることが想定される。このような場合、避難所等に仮設トイレが設置されることがあるが、地方公共団体又は業者が保有している仮設トイレの数量は限られている。また、地方公共団体が簡易トイレを備蓄していることもあるが、基本的には、被災者向けのものである。このような状況では、社会通念上、トイレは、まずは被災者に提供されるべきこととは言うまでもない。したがって、トイレは、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、簡易トイレ、トイレ処理セット等を携行することが求められる。

ただし、排泄物（トイレ処理セットで処理した凝固物を含む。）は、緊急消防援助隊が自ら処理することは困難であり、受援側市町村の処理に委ねざるを得ない。これは、災害廃棄物であり、市町村が処理責任を負う（エを参照）。

(2) 応援部隊としての活動能力を維持する機能

ア 車両・資機材の提供

緊急消防援助隊は、航空機を用いる指揮支援部隊及び航空部隊を除き、活動に必要な車両・資機材とともに出動するので、故障しない限り、基本的には、受援側から追加的に車両・資機材の提供を受ける必要はない。

消防審議会「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（以下「答申」という。）では、緊急消防援助隊の広域活動拠点のあり方について、「例えば、空路等により被災地に入った緊急消防援助隊の隊員が当該拠点に備わる車両、資機材等を活用して消防活動が行えるよう、航空機による人員・資機材の投入と併せて検討を進めることが必要である」としている。近い将来に発生することが予想されている南海トラフの巨大地震のように、被災地域が極めて広い範囲にわたる災害では、道路が寸断され、陸路を使用して迅速に出動することが困難となるおそれがある。また、その地域の道路環境、例えば凍結、不陸等を克服するための車両装備を遠方から出動した気候、道路環境が相違する応援隊において、すべからく対応することはできない。したがって、このような運用を想定し、応援を行う緊急消防援助隊用に提供する車両・資機材を常備しておくことが望ましい。

イ 車両・資機材の点検・補修

緊急消防援助隊は、普段の消防活動の場合よりもはるかに長い距離を移動し、被災地での過酷な条件下で活動に当たる。そのため、これまでの出動事例でも、車両・資機材の不具合がしばしば発生している。容易な点検・補修であれば、専門技術を有しない隊員が自ら行うことも不可能ではない。緊急消防援助隊は、ある程度の工具及び補修部品を携行すべきである。しかし、専門技術者による点検・補修を必要とする場合も少なくない。ある程度高度な点検・補修を行うことができる後方支援部隊を持つ消防本部は、東京消防庁などごく一部の大規模消防本部に限られている。したがって、容易でない点検・補修は、受援側の支援が必要な機能と考えられる。

車両の点検・補修は、自衛隊及び警察でも必要となるが、両者とも、これを担う組織を有している。これに対して、消防では、東京消防庁などごく一部の大規模消防本部を除き、これを担う組織を有していない。したがって、容易でない点検・補修につ

いては、民間の車両整備サービスを活用するほかない。

資機材の場合は、様々な製品があり、点検・補修を行うには、当該製品に係る独特の知識、技術及び部品が必要とされるものも多い。そのような資機材については、点検・補修を行うことができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体が資機材の点検・補修を行うことができる体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

ウ ボンベの充填

呼吸保護器具及び人工呼吸器のボンベの空気又は酸素は、活動に伴い消耗するので、必ず充填を要する。一般的に、酸素の充填については、業者に委託し、空のボンベと充填済みのボンベを交換している。空気の充填については、保有する充填設備で自ら実施する消防本部もあるが、酸素と同様に業者に委託している消防本部もある。

大災害時には、消防活動で短期間に大量の空気又は酸素を必要とするが、停電、燃料不足、設備の損傷等により、業者又は消防本部の充填設備が稼働しないことが想定される。今のところ、可搬型コンプレッサー（充填機）を保有している消防本部は少ない。しかし、緊急消防援助隊として活動する場合にある程度は対応することができるよう、これを保有することが望ましい。

ただし、酸素については、空気と異なり、特別仕様のコンプレッサーのほか、酸素の供給元となる充填済みの大型酸素タンクも必要である。これらを消防本部が保有し緊急消防援助隊として出動する際に携行することは実質的に困難である。したがって、酸素の充填については、民間部門のボンベ充填サービスを活用せざるを得ない。

ボンベの充填に必要な設備は、上述のように、空気に関しては消防が保有している場合もある。しかし、その場合でも、大量に必要とするときは、民間部門のボンベ充填サービスを活用せざるを得ない。

エ 隊員・資機材の輸送

東日本大震災では、緊急消防援助隊の隊員・資機材の輸送には、市営バス、地元消防本部が保有する人員輸送車等も使われたが、発災後しばらくの間は、緊急消防援助隊自らの消防車両が使用された。しかし、積載品が多く重量の重い消防車両にとって、瓦礫が散乱する悪路の走行は困難であった。現地の消防活動の中心が津波による行方不明者の検索・救助だったことから、人海戦術による活動が多く、より効率的な輸送が可能な人員・資材搬送専用車両が必要とされた。

大災害時には、燃料不足、車両の損傷、要員不足等により、隊員・資機材の輸送を受援側に依存することができない事態も考えられる。リース車両の利用、運送事業者への委託等も考えられるが、大災害時には、これらの事業者も被災している可能性がある。したがって、隊員・資機材の輸送は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊が出動する際は、状況に応じて、人員輸送車又は資機材搬送車を被災地に向かわせるべきである。

なお、ヘリコプターで出動する指揮支援隊等が目的地（県庁、消防署等）から離れた場所に着陸せざるを得ないときは、着陸場から目的地へ迅速に輸送する必要がある。この場合の隊員・資機材の輸送は、受援側の支援を受けざるを得ない。

6 物資等確保・供給機能

(1) 燃料

燃料は、消防車両のエンジンのほか、宿営地のテント等で用いる発動発電機等の運転にも必要である。消防活動に使用する救助資機材及び消火器具は、消防車両のエンジンが動力源になっているものが多く、活動中は絶えずエンジンを作動させているので、大量の燃料が必要となる。しかし、大災害時には、広い地域で燃料の需給が逼迫するとともに、活動場所の近隣では給油施設も被災しているなど、燃料を調達することが極めて困難となる可能性が高い。消防庁では、こうした事態に備え、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、燃料補給車の配備を進めている。

もっとも、燃料の補給は、燃料があってこそ可能となるものである。また、燃料補給車による給油だけでは不十分の可能性もある。そこで、地方公共団体は、受援に備え、燃料を確保・供給することができる体制を確立しておくことが肝要である。

燃料の確保・供給は、地方公共団体自らの施設運営及び災害応急対策活動、消防以外の応援部隊の受援等にとっても重要な問題であり、これらも視野に入れて、総合的に対応すべきである。

地方公共団体は、上述の燃料補給車、燃料携行缶、一部の消防本部に設置されている自家給油施設等を除けば、緊急消防援助隊のための燃料の確保・供給に必要な給油施設、移動タンク貯蔵所等の資源を保有していない。したがって、足らざる機能については、民間部門が保有している資源を活用するほかない。

(2) 食糧・飲料水

大災害時には、食糧（食材を含む。以下同じ。）・飲料水も、燃料と同様に、調達することが極めて困難となる可能性が高い。地方公共団体によっては、食糧・飲料水を備蓄しているが、基本的には被災者用であり、応援部隊に供給することは想定されていない。また、備蓄量は限られているので、被災者に食糧・飲料水が十分に行き届いていない中では、社会通念上、応援部隊がその供給を受けることは困難である。したがって、食糧・飲料水は、基本的には、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら確保しなければならない。

食糧・飲料水の補給は、緊急消防援助隊の後方支援部隊の大きな任務の一つである。また、緊急消防援助隊が出動する際には、ある程度の食糧を携行することは可能である。活動期間が長期にわたる場合でも、交代する隊員が食糧を携行するようになれば、大きな問題はない。また、飲料水については、後述する可搬型造水機により製造することができる。

(3) 生活用品

緊急消防援助隊が出動する場合、隊員は、各々必要と考える生活用品を携行することが普通である。活動期間が数日間程度であれば、隊員は、新たに生活用品を調達する必要がない程度生活用品を携行すべきである。活動期間が長期にわたる場合でも、交代する隊員が自ら生活用品を携行するから、大きな問題はない。したがって、この機能については、受援側の支援を必要としない。

(4) 生活用水

生活用水は、洗顔、身体の清拭、衣類の洗濯、シャワー・入浴、トイレ等に必要と考えられる。しかし、既に述べたように、衣類の洗濯は、着替えで代替することができる。また、トイレについては、水が不要で排泄物を衛生的に処理することができるトイレ処理セットを使用すればよい。その他の用途については、生活用水を確保する必要がある。

しかし、大災害時には、水道が停止する事態が想定される。このような場合、地方公

共団体又は自衛隊が給水車を出動させることがあるが、食糧・飲料水と同様に、基本的には被災者用であり、応援部隊に供給することは想定されていない。また、被災者に生活用水が十分に行き届いていない中では、社会通念上、応援部隊がその供給を受けることは困難である。したがって、生活用水は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら確保しなければならない。緊急消防援助隊は、可搬型造水機を帯同することが求められる。

(5) 消火剤

消火活動に伴い、消火剤を費消するので、消火活動が長期にわたるときは、これを追加的に調達しなければならない可能性がある。緊急消防援助隊は、被災地で消火剤を自ら調達する手段を全く持っていない。各消防本部で消火剤をある程度は備蓄していると考えられるので、在庫がある限り、それを使用することが可能である。

なお、燃料と異なり、消火剤を即時に供給することができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体が消火剤を調達することができる体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

(6) ホース

瓦礫が散乱した環境での長時間の消火活動では、ホースが激しく損傷するので、これを交換しなければならない可能性がある。緊急消防援助隊の消火部隊は、ある程度の予備のホースを携行することが望ましいが、大量に携行することは無理である。また、被災地でホースを自ら調達することは困難である。各消防本部で予備のホースをある程度は備蓄していると考えられるので、在庫がある限り、それを使用することが可能である。

なお、消火剤と同様に、ホースを即時に供給することができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体がホースを調達することができる体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

ホースの接続金具の規格が異なると接続することができないので、各消防本部は、自らのホースと規格が異なる接続金具のホースを接続する媒介金具をそれぞれ保有し、緊急消防援助隊として出動する際は、それを携行することが望ましい。

7 広域活動拠点の整備手法の提案

(1) 総論

防災に必要な様々な機能のうち民間部門が必要な資源を保有しているものについては、地方公共団体は、関係する企業又は業界団体と協定等を締結することにより確保している。前項で整理した様々な機能についても、多くの協定が存在する。より効果的に応援を受けるという観点からは、「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき、又は備えることが望ましい機能」についても、できる限り、このような協定に基づき受援側が支援するようにしておくことが望ましい。

東日本大震災では、このような協定が必ずしも有効に機能しなかった例もある。その理由としては、主に次のような理由が考えられる。

ア 相手方の設備の損傷、従業員の死傷、停電等により、物理的に対応することができない状態であった。

イ 急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、供給することとされていた物資が枯渇した。

ウ 地方公共団体の被災等により、協定に基づく協力を受け入れる態勢が整わなかった。

以下では、このような事情を踏まえて、地域資源のネットワーク化による広域活動拠点の整備手法として、民間部門との協定のあり方を中心に提案する。

(2) 隣接都道府県の企業又は業界団体との協定

都道府県が防災に関して締結している協定の相手方は、民間部門では、同じ都道府県内の企業又は業界団体（以下「企業等」という。）がほとんどである。

燃料等の供給は、物理的に可能で、かつ、それが手元に存在してこそ可能である。大災害時には、被災地域が広い範囲に及ぶので、同じ都道府県内の企業等だけでは対応することができないおそれがある。津波災害の場合、海から遠く離れた事業者ならば、直接的な被害は少ないかもしれないが、急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、やはり供給することができなくなるおそれがある。また、同じ都道府県内の企業等の協力だけでは不十分なおそれがある。

そこで、同じ都道府県内だけではなく、より被害が少ない隣接都道府県（例えば、南海トラフの巨大地震であれば、隣接する日本海側の県）の企業等とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。

(3) 全国的なネットワークを持つ企業との協定

業界団体は、個別の企業の集合体であり、協定に基づく協力に直接必要となる資源を保有しているわけではない。加盟企業に対する影響力も団体によってまちまちであり、業界団体と協定を締結しても、その内容が必ずしも加盟企業に徹底されるとは限らない。また、協定を締結した当該都道府県の業界団体の上部に全国組織がある場合でも、全国規模の協力ネットワークが保証されるわけではない。

そこで、全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。このような協定は、都道府県と主にチェーンストアを展開する企業の間で多数締結されている。

(4) 訓練等を通じた「顔の見える関係」の構築、検証、詳細な事項の取決め等

協定を締結した後は何らのフォローも行われていない場合も少なくない。これでは、いざというときに、協定が真に有効に機能するかどうか疑わしい。

防災訓練等を通じて、相互に「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検証し、必要に応じて協定の修正又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行っていく必要がある。

(5) 応援側及び受援側の連携の強化等

応援活動を効果的に行うためには、応援側と受援側が緊密に連携しなければならない。これは、広域活動拠点の機能を十分に発揮させるための基礎となる。

緊急消防援助隊では、基本計画及び各アクションプランで、災害発生都道府県ごとに応援を行う都道府県が定められている。また、緊急消防援助隊運用要綱では、都道府県知事は、都道府県隊応援等実施計画（第3条第3項）及び受援計画（第24条第1項）を策定することとしている。

平時から、応援側は受援側の受援計画を、受援側は応援側の都道府県隊応援等実施計画を十分に把握するとともに、訓練等を通じて、連携を強化するべきである。また、応援側は、受援側の受けることができる支援の内容を十分に確認しておくことが望ましい。受援側も、応援側に十分な情報を提供しておくべきである。

(6) 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画の策定

緊急消防援助隊の活動を支える機能の多くは、警察はもちろん、高度な自己完結機能

を有する自衛隊にとっても、より効果的な応援活動を行う上で有益である。しかし、これまでに述べたように、大災害時には、応援部隊が必要とする機能に対する受援側の支援は、極めて限定的にならざるを得ない。緊急事態であり、関係者間で十分に調整する時間もないので、宿営地の確保、燃料等の物資の調達等について、応援部隊間で競合が発生するおそれがある。

そこで、都道府県は、全ての応援部隊が円滑に活動することができるよう、警察及び自衛隊とも十分に協議し、緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画を策定することが望ましい。